

税務課からお知らせ

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

申告相談日～還付申告の方もご利用ください～

町では毎年、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けていますが、同時に還付申告も受付します。確定申告の時期は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等の還付のみの申告者は申告相談をご利用ください。

当日税務課職員は、確定申告書・住民税申告書の計算を行うのみですので、営業・農業・不動産の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

▼申告相談日

平成 28 年 1 月 19 日 (火) ～ 2 月 15 日 (月)
(土・日・祝日は除く)

▼受付時間 9 時～ 11 時 30 分、13 時～ 16 時

※午前の受付開始から 30 分程度は、大変混雑が予想されます。

▼場所 役場大会議室

▼その他 譲渡所得 (土地、家屋、株式等)、雑損控除のある方、青色申告の方は、還付申告であっても受け付けできません。確定申告の時期 (2 月 16 日～ 3 月 15 日) に直接札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111) で申告をしてください。

◎ 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の所得税の確定申告が必要ない場合であっても、確定申告が住民税申告を兼ねているため、本来受けられるはずだった医療費控除、扶養控除等が平成 28 年度住民税額に反映されない場合があります。

該当者は関係書類をお持ちのうえ申告相談日にお越しください。住民税申告はその後も随時受付しますが、4 月中にはお済ませ下さい。

▼詳細・問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

給与等の支払いをする方 (法定調書提出義務者・源泉徴収義務者) へ

支払いを受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書等へのマイナンバー (個人番号) の記載は必要ありません!

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。) 施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払いを受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

(個人番号の記載が不要となる主な税務関係書類は、右記のもの。)

☆参考

番号法の改正前は、支払いを受ける方に交付する源泉徴収票等について、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。しかし、交付の際に個人情報漏えいや滅失等の防止のための措置として改正されました。

なお、平成 28 年分の所得に対する税務署に提出する源泉徴収票及び市町村に提出する給与支払報告書には個人番号の記載が必要ですのでご注意ください。

(平成 28 年 1 月末までに提出していただく給与支払報告書は、平成 27 年分の所得に対するものですので記載は不要です。平成 28 年分のものから記載してください。)

■個人番号の記載が不要となる主な税務関係書類

給与などの支払いを受ける方に交付するものに限ります。(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、給与支払報告書、退職所得の特別徴収票など。)

▼問合せ 不明な点は各法定調書の提出先まで。

札幌北税務署 ☎ 011 - 707 - 5111
町税務課税務係 ☎ 23 - 2332

平成 28 年度 保育施設の入所児童を募集します

平成 28 年 4 月以降に保育施設を利用するためには、「支給認定（お子さんの保育の必要性を認定する手続き）」と「入所申込み」が必要です。利用を希望する方は、期日までに申込みください。

▼問合せ 子育て推進課子ども係（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）、当別夢の国保育園（☎ 23 - 2381）

▼対象・各施設の詳細

保護者が就労などの理由により、保育施設での保育を必要とする就学前の児童。

施設名 (H28.4 からの名称)	住所	入所年齢	特別保育
ふとみ保育所	太美町 1480 - 8	生後 8 週間以上	延長、障がい児、一時預かり
認定こども園 当別夢の国 幼稚園	北栄町 20 - 12	生後 8 週間以上	延長、障がい児

▼受付期間 12 月 1 日（火）～ 12 月 30 日（水）

▼申込先 各施設、子育て推進課子ども係

▼必要書類 ①支給認定申請書兼保育所等入所申込書
②保育状況調査票 ③保護者（父・母）の雇用証明書等
④保護者（父・母）の平成 27 年度市町村民税が確認できるもの（当別町に課税情報がない方のみ）

※①～③の書類は、申込先の窓口に設置しています。

▼保育時間 ・7 時 30 分～ 18 時 30 分（保育標準時間）

・ 8 時 30 分～ 16 時 30 分（保育短時間）

▼休所日 日・祝祭日、12 月 31 日～翌年 1 月 5 日

▼特別保育 通常保育以外に次の保育を実施しています。

・ **延長保育**…保育時間を超えて保育が必要な児童を対象に、19 時 30 分まで別料金で実施。

・ **障がい児保育**…集団保育や毎日の通所が可能な平成 25 年 4 月 1 日以前に生まれた児童を対象に実施。

・ **一時預かり**…保護者のパート就労や疾病等により家庭で保育ができない 1 歳 6 カ月に達している児童を対象に実施。

▼その他

・ 当別夢の国保育園は、平成 28 年 4 月から「認定こども園当別夢の国幼稚園」になります。

・ 上記施設は社会福祉法人高陽福祉会が運営します。

・ 産後休暇、育児休業明けに年度途中から入所を希望する方は相談ください。

「当別町地域福祉支援台帳」を更新します

町では、地域において支援を必要とする可能性のある要配慮者の方への平常時の見守りの強化と、災害時の避難支援活動等の体制づくりを図るため、「当別町地域福祉支援台帳」を作成し、関係機関等との共有を進めています。この台帳は、町に住むすべての人が助け合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するための大切な情報となります。

後日、新たに対象者となる方等には、地域福祉支援台帳への登録について戸別訪問・郵送等により本人の同意を確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

対象者

- ①要介護認定者（要介護 3 以上の方）
- ②重度障がい者（身体障がい 1 級または 2 級）、知的障がい（A 判定）または精神障がい（1 級または 2 級）のある方
- ③ 65 歳以上のひとり暮らしの方
- ④共に 65 歳以上の夫婦のみの世帯の方
- ⑤その他、支援が必要と認められる方

台帳に登録する情報

本人の同意のもとに氏名、生年月日、住所、要配慮理由、緊急連絡先などを登録。

台帳の提供先

民生委員児童委員、町社会福祉協議会、町内会（町内会長等）、当別消防署など

台帳への登録（更新）について 本人の同意を確認します

・ **新たに要介護 3 以上、重度障がい者となった方など**
戸別訪問等を行い、本人の同意を確認します。

※ 2 月末までに個別に連絡します。

※ 戸別訪問の際に緊急連絡先や見守りに必要な情報を確認します。

・ **新たにひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯になった方など**

12 月末までに簡易書留郵便で、この事業の詳しい説明と本人の同意の確認方法などをお知らせします。

※ **台帳への登録を希望しない方**…郵送された申出書に必要事項を記入のうえ同封の返信用封筒で返送するか、福祉課窓口へ提出ください。

◎ **過去に台帳への登録を希望されなかったひとり暮らし高齢者の方等へも、改めて郵便でお知らせします。**